

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月 6日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月21日 午前 9時00分から 令和 8年 1月28日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 2月 3日 午前10時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月18日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 2月 4日 午前10時00分から 令和 8年 2月 6日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月 6日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	25,900,000 20,720,000	一括	5,180,000	72,984	26,065
1	3,960,000				
2	21,940,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 清瀬市中里五丁目 |
| | 地 番 | 15番17 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 125.16平方メートル |
| 2 | 所 在 | 清瀬市中里五丁目15番地17 |
| | 家屋 番号 | 15番17 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 54.27平方メートル
2階 44.85平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年11月27日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 小 林 裕 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Aが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 清瀬市中里五丁目 |
| | 地 番 | 15番17 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 125.16平方メートル |
| 2 | 所 在 | 清瀬市中里五丁目15番地17 |
| | 家屋 番号 | 15番17 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 54.27平方メートル
2階 44.85平方メートル |



令和7年（ケ）第216号
令和7年10月6日受理
令和7年11月10日提出
（評価人 大和田公一）

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所立川支部
執行官 林 崎 雄 彦 （印）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 清瀬市中里五丁目 |
| | 地 番 | 15番17 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 125.16平方メートル |
| 2 | 所 在 | 清瀬市中里五丁目15番地17 |
| | 家屋 番号 | 15番17 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 54.27平方メートル
2階 44.85平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	東京都清瀬市中里五丁目15-17（住居表示未実施）				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
その他の事項					
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 種類： 構造： 床面積： </td> </tr> </table>			{	種類： 構造： 床面積：
{	種類： 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding-left: 5px;"> 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 </td> </tr> </table>			[	地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日
[	地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （ 2 枚目）

占有者及び占有権原 (物件2 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人 (■A (占有者) ☐ ()) の陳述 / ☐ 提示文書 () の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		令和7年5月ころ	
最初の 契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約者	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (占有者)	1 本件建物に居住している。所有者は、元夫にあたる。 2 立入調査の日は在宅する予定であるが、できれば午前中に調査を実施してもらいたい。 (令和7年10月15日電話聴取) 3 所有者に対し、賃料等は支払っていない。 4 所有者が本件建物から退去したのは、今年の5月ごろと記憶している。 5 本件建物の不具合はないと思う。 (令和7年10月28日面接聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 関係人の陳述及び次の事由から、前記のとおり占有者及び占有状況を認定した。
 - (1) 表札には、Aの氏（所有者と同じ氏）が表示されていた。
 - (2) ライフライン照会の結果、A名義で水道供給契約がある旨の回答があった。
 - (3) 所有者に対し照会書を郵送したが、期限を経過するも回答はなかった。
- 3 周辺居宅が密集しており、建物外観を撮影するには限界があった。
- 4 敷地内（本件建物の東北東側）に、物置が存在した。土地との定着性が脆弱であることから不動産ではないものと判断した。

以上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 7 年 10 月 6 日 : - :	当庁	ライフライン照会書郵送, 不動産登記情報取得
令和 7 年 10 月 8 日 12:30-12:40	物件所在地	物件特定, 物件概況調査, 外観写真撮影, 臨場日時通知書差置
令和 7 年 10 月 9 日 : - :	当庁	所有者に対し照会書郵送
令和 7 年 10 月 15 日 : - :	当庁	関係人から電話聴取
令和 7 年 10 月 28 日 9:00-9:25	物件所在地	物件調査, 立入(全室)調査, 占有調査, 写真撮影, 図面作成, 評価人同行, 関係人から陳述聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

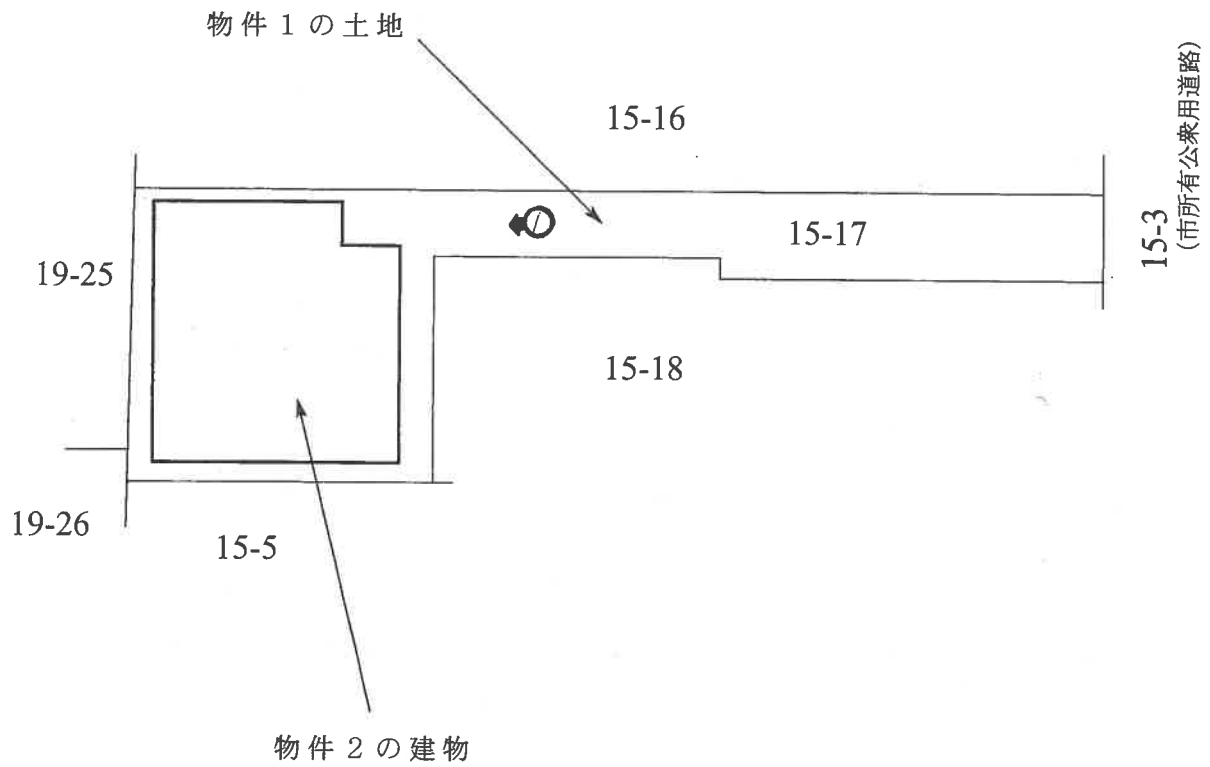
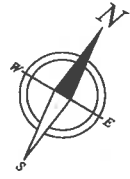
☒ 令和 7 年 10 月 28 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

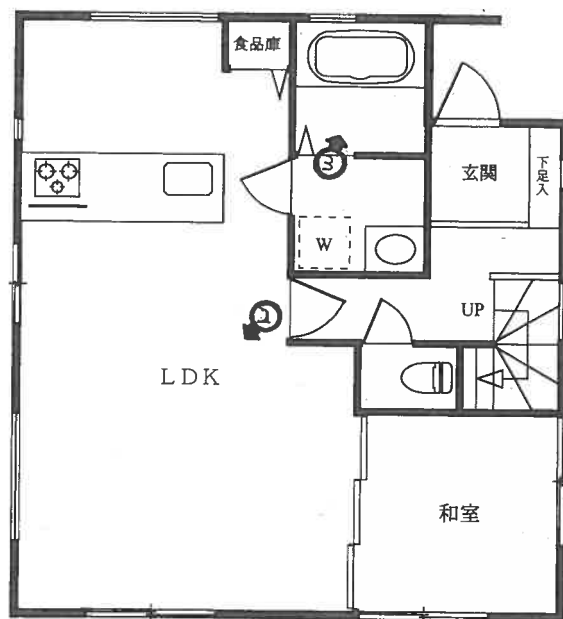
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)

(土地建物位置関係図)

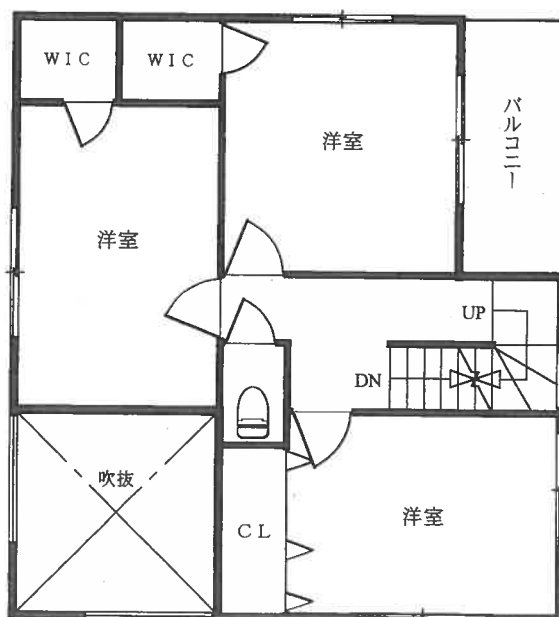
令和7年(ケ)第216号



← 写真撮影位置と方向



1 階



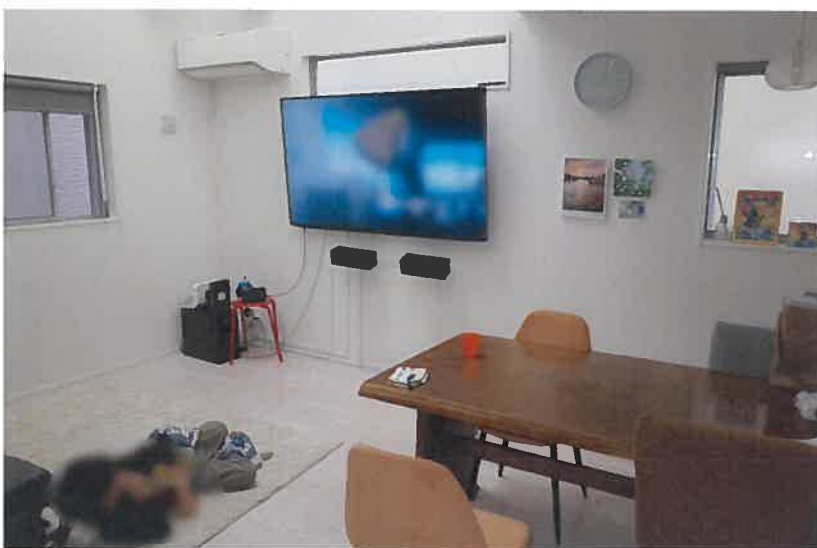
2 階

←○写真撮影位置と方向

1



2



3



令和7年（ケ）第216号
令和7年10月28日現地調査
令和7年11月21日評 価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部不動産執行係 御中

評 価 書

評 価 人 大 和 田 公 一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 25,900,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,960,000円
物件2（建物）	金 21,940,000円

- 1 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために、一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 清瀬市中里五丁目 |
| | 地 番 | 15番17 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 125.16平方メートル |
| 2 | 所 在 | 清瀬市中里五丁目15番地17 |
| | 家屋 番号 | 15番17 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 54.27平方メートル
2階 44.85平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	西武池袋線「清瀬」駅の北東方約2.4km（道路距離）、最寄りバス停まで徒歩約5分に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	近隣は、戸建住宅のほかにマンション、アパート、農地等も見られる住宅地域である。 小・中学校、市役所、病院、コンビニエンスストア、スーパーストア等の便益施設は概ね徒歩圏内に存する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60% 200% 準防火地域 第2種高度地区、日影規制（一） 東京都景観条例（一般地域） 宅地造成等工事規制区域
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	125.16㎡（登記地積）… 地積測量図が存する。 不整形（旗竿地） 間口約2.7m・奥行約27.9m 路地状部分の幅2～2.7m、長さ約19.3m ※ 路地状部分を含む土地であるため、再建築の際には、東京都建築安全条例のうち、主に第3条、第3条の2の制限がかかる。 ほぼ平坦 路地状部分を駐車スペースとして利用している。
接面道路の状況等	北東側で現況幅員約6mの舗装道路※とほぼ等高に接面する中間画地である。建築基準法上は第42条1項1号、同1項2号、第42条2項が重複する。 ※ 元道は幅員約1.8m市道。セットバックや開発行為により幅員が拡幅されているため、近隣では幅員の狭い箇所もあり、幅員は一定ではない。	
土 地 の 利 用 状 況 等	・ 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。なお、路地状部分には物置（動産）が存した。 ・ 建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	

供給処理施設 (基本的には敷地内 への引き込みの有無 を基準としている)	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり
土地の履歴等	国土地理院の昭和50年の航空写真、及び過去の住宅地図（昭和50年版、平成4年版、平成21年版）によると、いずれの年代も、物件1土地には従前の住宅が存していたものと推察される。それ以前については、昭和37年の航空写真では、山林であった。 閉鎖登記簿謄本における調査でも、過去に土壌汚染が疑われる所有者等の端緒はみられない。	
特記事項	物件1土地は「清瀬市洪水ハザードマップ」における浸水想定区域には指定されていない。過去の浸水履歴については、東京都の「水害リスク情報システム」上は、物件1土地における浸水履歴はない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物		
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	令和4年8月30日新築 約3年 約27年	
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 スレートぶき サイディング等 クロス貼り等 クロス貼り等 フローリング、畳、CFシート等 台所、洗面台、浴室、トイレ(2)等 ※設備の動作確認は行っていない。 ・1階リビングダイニングの天井は、一部、吹抜けである。また、2階北東側洋室の天井は、一部が勾配天井である。 ・2階の北東側にバルコニーがあるほか、建物上部にルーフバルコニーがある。	
床面積（現況）	1階 2階 延べ	54.27 m ² 44.85 m ² 99.12 m ²	
現 況 用 途 等	現況用途 間 取 り	居宅 4LDK+WIC 〔1階〕LDK、和室(1)、洗面室、浴室、トイレ等 〔2階〕洋室(3)、ウォークインクローゼット(2)、トイレ等	
品 等	中位		
保守管理の状況	普通		
建物の利用状況	・建物所有者の元妻が、本建物を居宅として使用している。 ・占有権原は使用借権で、占有減価等の要因はない。		

特 記 事 項	① 建物は検査済証の発行記録がある。 ② 建物外部は、外観上は経年相応の劣化・自然的損耗と見受けられた。 ③ 建物内部は、丁寧に使われているものと見受けられた。但し、家財道具や私物が存するため、目視で確認することができなかった部分もあるため留意を要する。 占有者（建物所有者の元妻）の陳述では、建物の不具合はないと思うとのことである。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 ウ	建付 減価 エ	建付地価格 オ
	標準画地価格 ア	個別格差 イ			
1	155,000円/㎡	× 0.85	× 125.16㎡	× 1.00	= 16,490,000円

※総額(円)については、1万円未満四捨五入とした。(以下同じ)

ア 標準画地価格：下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 基準地 （清瀬－10） 】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{基準地価格} & & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 155,000\text{円}/\text{㎡} & \times & \frac{101}{100} & \times \frac{100}{101} & \times \frac{100}{100} & = & 155,000\text{円}/\text{㎡} \\
 & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正：令和7年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：方位(北東) +1% 基準地の標準化補正を考慮(北方位を標準)。

地 域 格 差：基準地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件・街路条件・環境条件・行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を査定した。

・不整形地（旗竿地）－15%

※ 旗竿地のため、物件1土地の道路方位による補正は要しない。

個別格差： 0.85

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：敷地と建物の適応状態を考慮した結果、要しないものと判定した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 エ
2	180,000円/㎡	× 99.12㎡	× 0.89	= 15,880,000円

ア 再 調 達 原 価 ： 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積 ： 登記数量による。

ウ 現 価 率 ： 建物の現況を考慮のうえ、残価率、経済的残存耐用年数を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を求めた。

- ・ 経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数とは一致するものではない。
- ・ 観察減価については、建物の経過年数、建物の状態、保守管理の状態、中古建物の市場性、観察不能部分の不測の減価等を総合的に比較考量して判定した。

残価率	3%
経過年数	約3年
経済的残存耐用年数	約27年
観察減価率	2%

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{残価率} & & \text{耐用年数に基づく方法} & & \text{観察減価} & & \text{現価率} \\
 0.03 & + & (1 - 0.03) & \times & \frac{27\text{年}}{3\text{年} + 27\text{年}} & \times & (1 - 0.02) \div 0.89 \\
 & & & & & & \text{(小数第3位を四捨五入)}
 \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

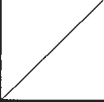
① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ウ
1	16,490,000円	× 0.7	法定地上権	= 11,540,000円

ア 建 付 地 価 格 : 前記 1. ①. オ

イ 土地利用権等割合 : 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質等、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額
1	16,490,000円	－ 11,540,000円		×1.0	×0.8	= 3,960,000円
2	15,880,000円	＋ 11,540,000円	×1.0	×1.0	×0.8	= 21,940,000円
一括価格（合計）						25,900,000円

ア 基礎となる価格 : 前記 1

イ 土地利用権等価格 : 上記 2. ①. ウ

ウ 占有減価修正 : 必要なし

エ 市場性修正 : 必要なし

オ 競 売 市 場 修 正 : 「第 2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

[指標とした公示価格等]

【 基準地 (清瀬－10) 】

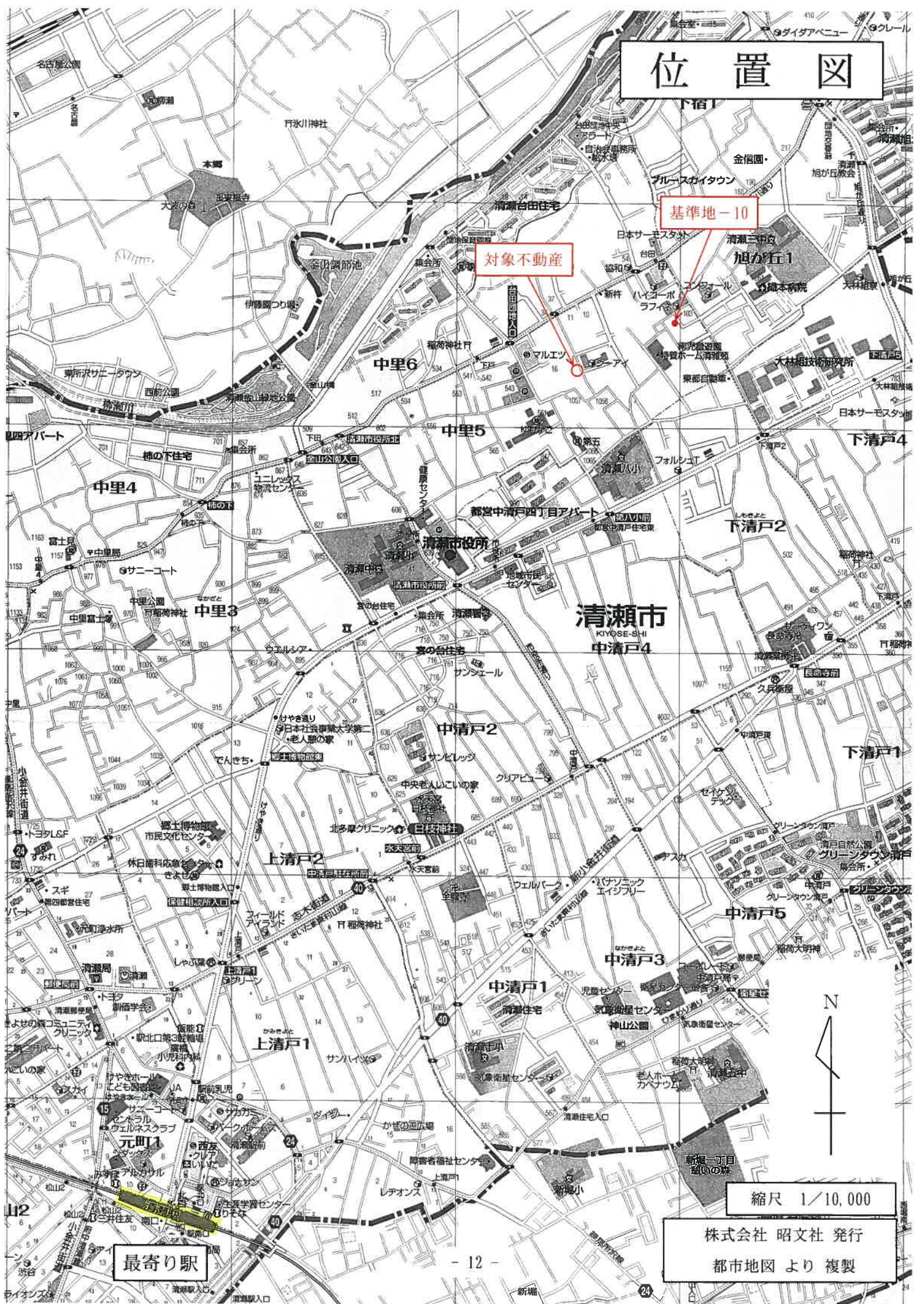
価 格 時 点	令和7年7月1日
所 在 ・ 地 番	清瀬市中里五丁目104番14
1 m ² 当たりの 価 格	155,000円/m ²
地 積	106m ²
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水
前 面 道 路 の 状 況	北東5m市道
交通施設との接近状況	「清瀬」駅 2,700m
法 令 上 の 制 限	準工業地域(60,200)、高度地区、準防火地域
周辺土地の利用の現況	一般住宅を中心に共同住宅も散見される住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図
- 4 建物図面・各階平面図写

以 上

位置図



基準地-10

対象不動産

清瀬市
KIYOSE-SHI
中清戸4

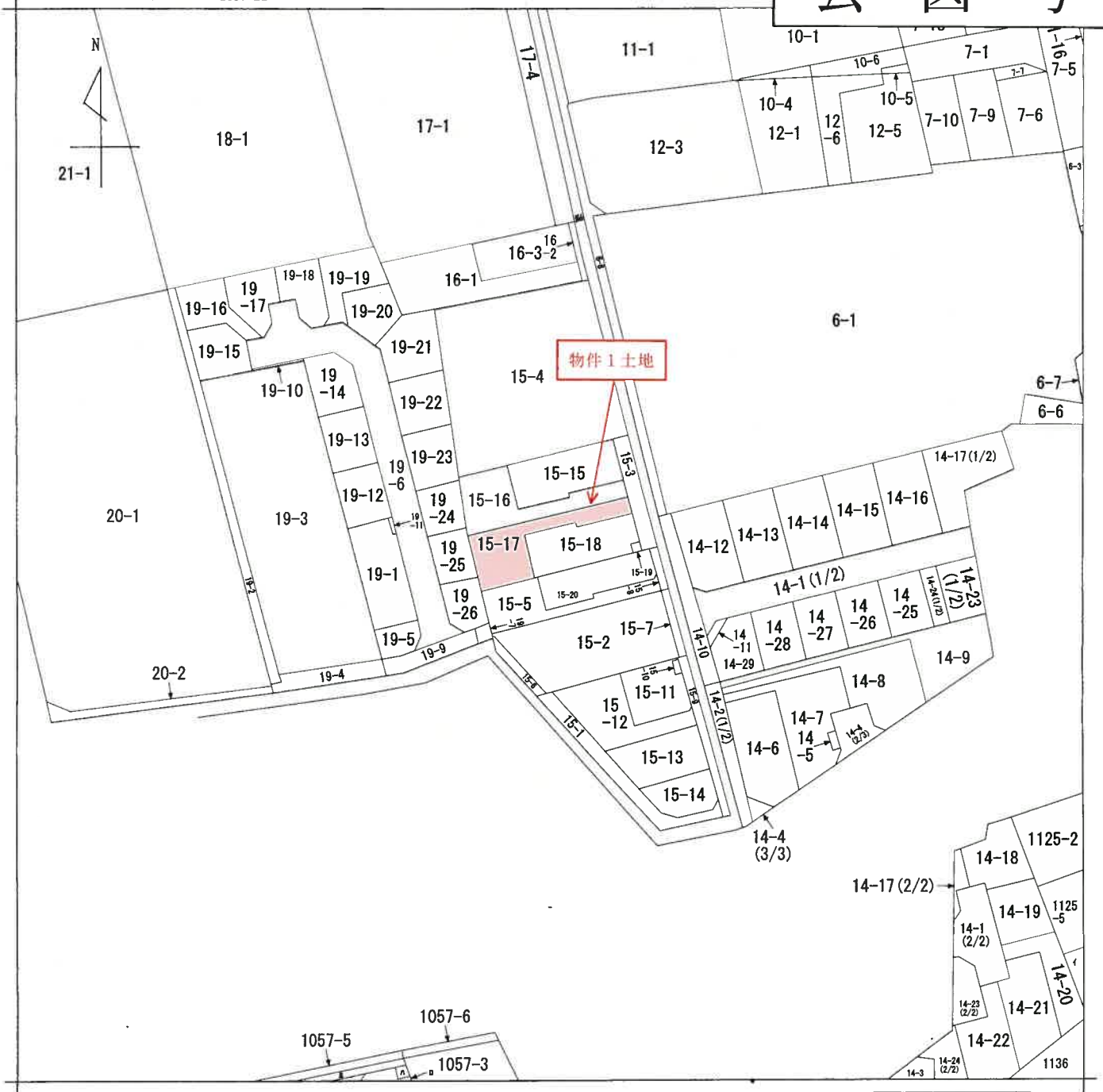
縮尺 1/10,000

株式会社 昭文社 発行
都市地図 より 複製

最寄り駅

公 図 写

イ 1125-3
ロ 1057-20
ハ 1057-23
ニ 1057-21
ホ 1057-22



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	清瀬市中里五丁目				地番	15番17			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月17日
東京法務局田無出張所
請求番号：6-1
(1/1)

A 3 を A 4 に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月17日 東京法務局田無出張所

A3をA4に縮小

地積測量図

地番	15-3 15-15 ~ -19
土地の所在	清瀬市中里五丁目

1/2

恒久的地物の座標値

測点名	X座標	Y座標	種別
HA26	-23364.506	-27414.061	市コンクリート杭
HA29	-23366.869	-27413.112	市コンクリート杭
HA37	-23379.821	-27413.313	市コンクリート杭
HA49	-23343.298	-27429.165	市コンクリート杭

座標求積表

地番	① 15-3	X座標	Y座標	X n+1-X n-1	Y (X n+1-X n-1)
測点名					
Z31		-23355.033	-27423.225	10.379	-284625.652275
ZK4		-23355.515	-27424.205	-0.924	25339.965420
DK1		-23355.957	-27425.105	-6.206	170200.201630
38-1		-23361.721	-27422.187	-8.177	224231.223099
37-1		-23364.134	-27420.965	-4.826	123333.577090
42-1		-23366.547	-27419.744	-2.660	72936.519040
DK2		-23366.794	-27419.619	-2.568	70413.581592
DK3		-23369.115	-27418.690	-4.229	115953.640010
DK4		-23372.424	-27417.360	-0.964	26430.335040
ZK1		-23371.987	-27416.456	0.913	-95031.224328
ZP1		-23371.511	-27415.469	3.657	-100258.370133
ZP2		-23368.330	-27416.748	5.617	-153999.873516
ZP3		-23365.894	-27417.731	13.297	-364573.569107
				併面積	76.260769
				面積	38.1303845
				地積	38.13 m ²

地番	② 15-15	X座標	Y座標	X n+1-X n-1	Y (X n+1-X n-1)
測点名					
DK1		-23355.957	-27425.105	-2.691	73800.957555
53		-23364.412	-27442.313	-14.768	405268.078384
54		-23370.725	-27439.211	-2.727	74826.728397
57		-23367.139	-27431.788	4.218	-115707.281784
56		-23366.507	-27432.093	5.418	-148627.079874
38-1		-23361.721	-27422.187	10.550	-289304.072850
				併面積	257.329828
				面積	128.6649140
				地積	128.66 m ²

凡例	境界線の種別	記号	境界線の種別	記号	境界線の種別	記号
⑤	石	(C)	金属板杭	(B)	刻	(B)
⑥	コンクリート杭	(E)	金属杭	(F)	計算	(F)
⑦	プラスチック杭	(P)	金属プレート	(P)	点	(P)

作成者

(令和3年8月16日作成)

申請人

縮尺

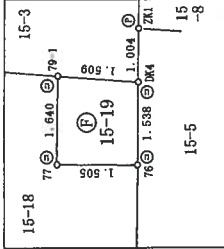
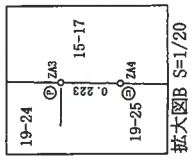
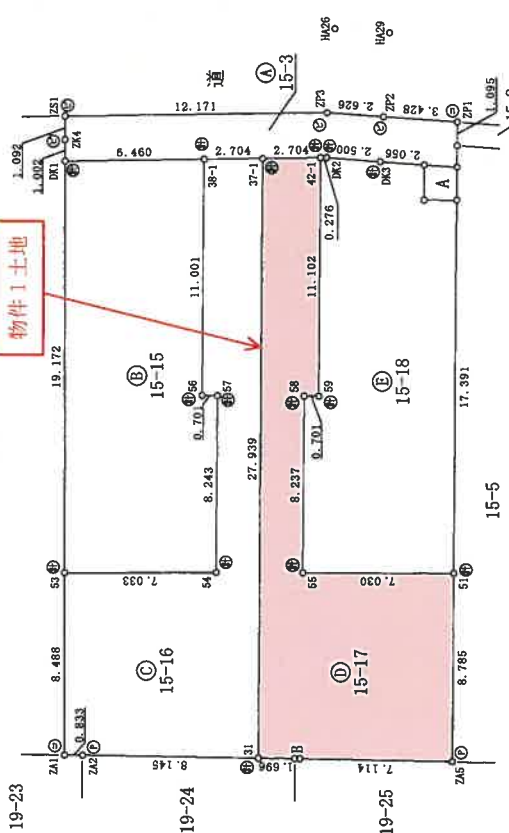
1/250

測地系 任意座標

測量年月日 令和3年8月12日



物件1土地



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月17日 東京法務局田無出張所

A3をA4に縮小

地番 15-3, 15-15 ~ -19 地積測量図

土地の所在 清瀬市中里五丁目

2/2

地番	① 15-16				
測点名	X座標	Y座標		$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y(X_{n+1}-X_{n-1})$
38-1	-23361.721	-27422.187		-2.373	65072.849751
56	-23366.507	-27432.093		-5.418	148627.079874
57	-23367.139	-27431.788		-4.218	115707.281784
54	-23370.725	-27439.211		2.727	-74826.728397
53	-23364.412	-27442.313		2.570	-70526.744410
ZA1	-23368.155	-27449.932		-4.498	123469.794136
ZA2	-23368.910	-27449.579		-8.131	223192.526849
31	-23376.286	-27446.123		4.776	-131082.683448
37-1	-23364.134	-27420.965		14.565	-399386.355225
			倍面積	247.020914	
			面積	123.5104570	
			地積	123.51 m ²	

地番	① 15-17 (物件1土地)	X座標	Y座標	X n+1-X n-1	Y (X n+1-X n-1)
測点名					
37-1	-23364.134	-27420.965	-9.739	287052.778135	
31	-23376.286	-27446.123	-13.688	375682.531624	
ZA3	-23377.822	-27445.403	-1.738	47700.110414	
ZA4	-23378.024	-27445.308	-6.657	182703.415356	
ZA5	-23384.479	-27442.317	-2.633	72255.620661	
51	-23380.657	-27434.406	10.152	-278514.089712	
55	-23374.327	-27437.463	9.913	-271987.570719	
58	-23370.744	-27430.046	2.951	-80946.065746	
59	-23371.376	-27429.741	4.197	-115122.622977	
42-1	-23366.547	-27419.744	7.242	-198573.786048	
			倍面積	250.320988	
			面積	125.1604940	
			地積	125.16	m ²

地番	㊦ 15-18				
測点名	X座標	Y座標			
42-1	-23366.547	-27419.744	-4.582	Y (X n+1-X n-1) 125637.267008	
59	-23371.376	-27429.741	-4.197	115122.622977	
58	-23370.744	-27430.046	-2.951	80946.065746	
55	-23374.327	-27437.463	-9.913	271987.570719	
51	-23380.657	-27434.406	1.234	-33854.057004	
76	-23373.093	-27418.745	8.920	-244575.205400	
77	-23371.737	-27419.400	2.070	-56758.158000	
79-1	-23371.023	-27417.923	2.622	-71889.794106	
DK3	-23369.115	-27418.690	4.229	-115953.640010	
DK2	-23366.794	-27419.619	2.568	-70413.581592	
			倍面積 249.090338		
			面積 124.5451690		
			地積 124.54 m ²		

地番	㊦ 15-19				
測点名	X座標	Y座標		$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y(X_{n+1}-X_{n-1})$
79-1	-23371.023	-27417.923		0.687	-18836.113101
77	-23371.737	-27419.400		-2.070	56758.158000
76	-23373.093	-27418.745		-0.687	18836.677815
DK4	-23372.424	-27417.360		2.070	-56753.935200
			倍面積	4.787514	
			面積	2.3937570	
			地積	2.39 m ²	

合 計 542.4061755 m²

作成者

(令和3年8月16日作成)

申請人

縮尺

1/

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和7年10月17日 東京法務局田無出張所

A3をA4に縮小

建物図面

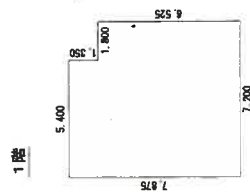
家屋番号 15番17

建物の所在 清瀬市中里五丁目15番地17

各階平面図

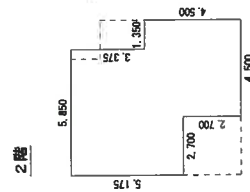
1階

5.400 x 1.350 =	7.290000
7.200 x 6.525 =	46.980000
計	54.270000
床面積	54.27㎡

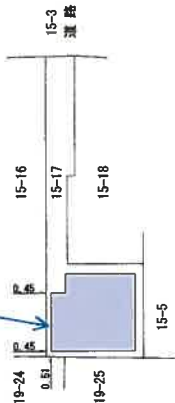


2階

2.700 x 5.175 =	13.972500
3.150 x 7.875 =	24.806250
1.350 x 4.500 =	6.075000
計	44.853750
床面積	44.85㎡



物件2建物



(単位：m)

(単位：m)

縮尺 1/250

縮尺 1/500

申請人

作成者

(令和4年8月30日作成)